

議 事 録

会議の名称	平成29年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年6月26日（月） 午後2時から 午後3時6分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第26号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第27号議案 農地法第4条の規程による許可申請について 4 第28号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第29号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について 6 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規程による届出について 9 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 10 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について 11 報告第30号 農地改良等に係る届出について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第6回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第6回総会 その他連絡事項 3 平成29年度農地パトロール日程表 4 平成29年度農地パトロール実施要領 5 農業委員会からのお知らせとお願い・平成29年度農地の貸借売買等意向調査票 6 農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領 7 平成29年度加入推進活動計画
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>ご苦勞様です。これより平成29年第6回本庄市農業委員会総会を開会したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。大変お暑うございます。皆さんご存知のとおり梅雨の真最中なのですが、全然雨が降りません。今までの降水量が例年の3分の1になりそうです。ダムの貯水量も大変減ってきて、このままいくとどうなるのか心配です。また、高温のため2、3日前に光化学スモッグ注意報が出ており、大変我々は悩まされている最中です。本日お配りした資料を見ますと、来月農地パトロールを予定しており、皆さんにお世話になる訳ですが、本庄地域で17号バイパスの関係でバイパスの買い上げ地に草が多く生えている場合、近所の方が迷惑するので、農業委員の方は、なるべく目を光らせてもらって草が多くなり過ぎないように注意して下さい。実際には草が多くなっているところが多いのですが、そういうところは対策を講ずる必要があります、気付いたら事務局に連絡して、農地の適正管理を呼びかけていかないと我々の仲間が不便をきたしますので、厄介ですけど見回りをお願いいたします。本日もよろしくお願いいたします。極めて簡単ですけど挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、26番池田稔委員と31番福島委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第25号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第25号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第25号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件でしたが、整理番号2及び3の許可申請2件が取り下げになりましたので、整理番号1のみです。申請内容をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、金井裕委員でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>整理番号1について、受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、金井裕委員の報告をお願いいたします。</p>
金井裕委員	<p>12番金井裕です。整理番号1について報告いたします。渡人につきましては、何十年か前に農家をやっていたのですが、今は川越に住んで土建業を営んでおります。申請地はこの村の中でも草がひどくて心配な土地であり、不動産屋に売る手前だったらしいのですが、たまたま受人が購入することになり良かったと思います。受人に関しましては、息子と共に農業</p>

	<p>をやっている状況です。皆さまのご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第26号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第26号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第26号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページ及び5ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田5筆及び畑8筆の面積合計15,866㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第26号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第26号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第26号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第27号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第27号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第27号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページをご覧ください。申請件数は、1件です。整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、農家住宅敷地拡張用地です。申請事由は、農作物干場整備工事です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。
武政委員	<p>19番武政報告させていただきます。申請人は元市役所の職員でございます。4-1の地図をご覧くださいと分かるのですが、自宅の近くに神社の駐車場がありますが、ここも彼が貸しております。申請地は家を建てた時に芝が植えてあり、申請漏れであることに後で気づき、申請を出したものだと思ひます。自宅の裏についても物置ということで、届出を提出しておりますので、妥当な申請であると思ひます。申請が遅れてしまひましたが、私から申請人に、すべきことはきちんとしなければだめだとお伝えいたしました。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたしま

	<p>す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第28号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第28号議案を説明いたしますので、9ページをご覧ください。第28号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものがございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は、7件で、所有権移転3件、賃借権2件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、奥原委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、奥原委員の報告をお願いいたします。</p>
奥原委員	<p>11番奥原です。報告させていただきます。渡人と受人は親子です。渡</p>

	<p>人の娘さんはアパートに住んでいますが、家を造りたいということになり、渡人の家の隣が畑であり、そこに家を造ることになりました。周りは全部畑です。皆さまのご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、浅見委員より報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>5番浅見です。報告させていただきます。5-2の地図をご覧ください。周りには住宅も建っており、受人と渡人は親子で息子が家を建てるそうです。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。5-3の地図をご覧ください。申請地の用途地域は、第1種中高層住居専用地域となっております。受人と渡人は親子で、渡人が高齢となり、今まで通り耕作を続けるのが難しくなったため、息子が農地を借りて太陽光発電施設用地として活用したいとのこと。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4の審議ですが、整理番号5の申請人、権利区分、申請事由及び地区担当が同一のため、整理番号4及び5を一括して事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び5を一括して説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおり同一です。申請地は、双方とも児玉町児玉地内の畑1筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、双方とも所有権移転です。申請事由は、双方とも太陽光発電施設用地です。用途地域は、双方とも指定なしです。地区担当は、双方とも武政委員でございます。</p>

	<p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4及び5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4及び5について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政報告させていただきます。申請人は親子であり、息子が農地を譲り受け、太陽光発電をしたいとのこと。場所は5-4と5-5の地図をご覧くださいなのですが、申請地は非常に手入れも良くされており、周りに高い建物もなく遮るものがなくて、太陽光発電するには最適地だと思います。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4及び5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4及び5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号4及び5については、双方とも許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政報告させていただきます。申請地は第1種低層住居専用地域であり、家を建てるのに相応しい地域です。受人は本庄地域の借家に家族</p>

	<p>3人で暮らしておりましたが、自己の専用住宅を建てるための場所を探していたところ、ようやく環境の良い申請地が見つかり申請に至ったそうです。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政報告させていただきます。5-7の地図をご覧ください。申請地は児玉の町の中心部であり、現地調査をしたところ、現況はきれいに埋めておりまして、いつでも駐車場として使用できるようになっております。事務局には始末書が出ておりますか。</p>
議長	<p>事務局、調べてください。津久井専門員説明願います。</p>
津久井専門員	<p>事務局津久井です。説明させていただきます。現況は今、武政委員がおっしゃられたように、駐車場で既に使用できるような状態になっておりますけれども、始末書につきましても平成19年6月より現在のような使用をしておりまして、そのことについては、深くお詫び申し上げますという内容の始末書は提出されております。以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
武政委員	<p>はい、結構です。</p>

議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第29号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第29号議案を説明いたしますので、17ページをご覧ください。第29号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の4第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページをご覧ください。今回の申出内容は、農用地区域からの除外案件2件でございます。農用地区域の除外については、本庄市のすべての農用地が国営神流川かんぱい事業の受益地となっていることから、平成26年度から8年間は、原則、除外が認められなくなりましたが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準にしたがって、例外的に認めることとなっています。今回の申出については、この例外に該当する分家住宅2件となっており、いずれの場所も農地の縁辺部や集落に接しており、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると認められます。</p> <p>申出内容の詳細を説明します。まず、事案番号1を説明いたしますので、</p>

	<p>3ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、神川町東及び九郷阿保領となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。6ページが位置図になります。7ページが付近案内図となりまして、土地所有者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われます。10ページが事業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。13ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉旧南部及び九郷阿保領となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。16ページが位置図になります。17ページが付近案内図となりまして、土地所有者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われます。20ページが事業計画図となります。以上で本議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第29号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり変更することに同意いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第25号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第25号を説明いたしますので、18ページをご覧ください。報告</p>

	<p>第25号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、19ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第26号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第26号を説明いたしますので、20ページをご覧ください。報告第26号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第27号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第27号を説明いたしますので、22ページをご覧ください。報告第27号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地に農業用施設を建築する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第28号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第28号を説明いたしますので、24ページをご覧ください。報告第28号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。</p>

	<p>本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、25ページ及び26ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第29号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第29号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。その通知内容は、28ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第30号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第30号を説明いたしますので、29ページをご覧ください。報告第30号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、30ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>最後の報告が見玉地域で我々が出荷所へ行く途中にある農地で急に土を埋め出したので変に思い事務局へ確認したところ、この届出が出ております。非常に目立つ所に埋めているので、見たら分かると思います。林委員どうぞ。</p>

林委員	<p>18番林です。私も総会の前に現地確認に行きました。今までそこは田んぼで耕作していたのですけれども、入り口が低く沼地のような場所だったので、トラクターが埋まってしまうということと、本人もあまり田んぼで耕作したくなかったのも、2年くらい草が生えている状況にしていたところ、草が生えたままにしておくなら、借りてもいいという人がいたそうです。ブルドーザーが入っているのので何をしているのか行って確認しましたら、許可を受けて工事をしているとのことでした。田が4反近くあり、埋めたのは1反くらいなので、全部はやらないのかと思いましたが、面積は決まっているのでしょうか。</p>
議長	<p>1,000㎡未満なら農業委員会への届出で済みます。それ以上は、県の許可が必要です。今後も、現場を見て行きたいと思います。</p> <p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項を説明いたします。A4版の両面刷りをご覧ください。本日は、6点ございます。</p> <p>まず、1点目です。7月総会の開催予定です。7月25日(火)午後3時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。平成29年度農地パトロールについてでございます。まず、実施日等ですが、7月28日(金)に本庄地域の3地区が実施し、8月1日～9日までの5日間で児玉地域の5地区を実施いたします。農地パトロール日程表については、別紙1をお手元に配付してございますのでご覧ください。</p> <p>次に、実施要領を説明いたします。別紙2の平成29年度農地パトロール実施要領をご覧ください。A4版の4ページものです。農地パトロールとは、全ての農地を対象に遊休農地の把握等を目的に農業委員会が行うもので、農地法に基づく利用状況調査と農水省の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねているものです。</p> <p>まず、利用状況調査について説明します。農地法第32条第1項に遊休</p>

農地の定義が規定されていまして、1号遊休農地とは、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地をいいます。2号遊休農地とは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地をいいます。農地法上の遊休農地対策としては、利用意向調査や協議の勧告、知事の裁定など、記載のとおり制度設計がなされております。次に、荒廃農地調査について、説明します。荒廃農地とは、笹などの根の広がる植物が繁茂し、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能だったり、木を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地をいいます。2ページをご覧ください。荒廃農地は、A分類・B分類に区分されます。A分類とは、荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるものをいいます。B分類とは、荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地の復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するものをいいます。昨年度の荒廃農地調査では、A分類が61ヘクタール、B分類が1.9ヘクタールの調査結果でした。3ページをご覧ください。荒廃農地調査の方法については、昨年度と同様ですので、説明は割愛します。調査記録については、事務局が図面を利用して記入いたします。下のアスタリスクの部分をご覧ください。農地パトロールで確認する事項を記載しております。まずは、遊休農地及び遊休農地化のおそれがある農地の把握、次に、農地法の許可届出案件の履行状況の確認、次に、農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正、最後に、相続税等の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認になります。4ページは、荒廃農地の説明ですので、割愛いたします。

その他連絡事項の両面刷りのものに戻っていただきます。(3) 農業委員会のお知らせとお願い・農地の貸借売買等意向調査票については、お手元に配付してございます別紙3の緑色の用紙になります。こちらを6月19日に農協に配付依頼させていただきました。意向調査票の提出先が農業委員・総合支所・市役所になってますので、農業委員さんが預った場合には、総会などで来庁した際に事務局へ提出ください。

次に、3点目です。農地利用最適化推進1・1・1運動についてです。別紙4をご覧ください。趣旨ですが、農業委員等の活動実績を県内で集約し、共有化を進め、お互いが参考にすることで、より良い活動展開ができ

るようにするとともに、農地利用の最適化がより強化されるように推進するものでして、埼玉県農業会議が要領を定めて推し進めている事業でございます。活動内容としては、農業委員一人ひとりが1年間で1事例以上を目標に活動するものとなっています。取り組み記録につきましては、農家からの相談や書類提出があった場合に、その都度、活動日誌に記録し、提出してもらいます。相談毎に活動日誌が作成され、それらを取りまとめて記録簿を作成します。今年度については、9月・11月・1月総会時に事務局へ提出してもらおう予定となっております。提出いただいた事例の中から情報共有すべき事案については、総会時にみなさんにお示しし、より良い活動展開に繋げることにします。お手元に配付してあります緑のフラットファイルが活動記録になります。中をご覧ください。相談毎に記録していただく活動記録日誌がございます。日時、場所、相談者氏名・電話番号、相談項目、相談内容を記入していただくようになっています。1人あたり10枚お渡ししますので、残り少なくなりましたら、事務局に申し出てください。11ページ目には緑の合紙がありまして、その次ページには、活動日誌を取りまとめする活動記録簿が3枚綴られています。左欄に日付を記入し、その相談内容を上の区分から選んで、該当箇所には○を記入してもらいます。初回提出は、9月総会時になりますので、本日から9月総会前日までの分を取りまとめをしてもらうこととなります。別紙4の詳細については、後ほどご覧頂きたいと思いますが、農業委員会法が改正され、農地利用の最適化業務が必須業務になり、これを推進することが強く求められていることから、このような業務を農業委員さんをお願いすることになったわけです。事務局としては、大変心苦しいことではありますが、何卒ご理解のうえご協力よろしく願いいたします。

次に、4点目です。平成29年度農業者年金加入推進活動計画についてです。別紙5をご覧ください。1の加入推進名簿の整備ですが、平成29年4月1日に更新しておりまして、名簿登載人数は201人となっています。2の加入対象として働きかけをする目標人数ですが、すべての名簿登載者201人に働きかけをする目標とします。その内訳ですが、認定農業者が80人、認定就農者が2人、家族経営協定締結者が30人その他が89人となっておりまして、そのうち20歳から39歳は75人となります。3の今年度の加入目標人数ですが、埼玉県農業会議が加入目標人数を設定しておりまして、その目標人数に合わせまして、20歳から39歳までで5人、そのほか1名の合計6名といたします。4の地区別加入推進班ですが、昨年同様に、記載のとおり全農業委員36名による9班体制といたし

	<p>ます。5の加入推進強化月間ですが、昨年同様に、10月から12月を設定月といたします。次のページです。6の個別訪問の実施計画ですが、記載のとおり各班で10月にそれぞれ地区の対象者を戸別訪問してもらい、農業者年金のパンフレットを活用し、加入推進をお願いいたします。9月総会時には、対象者名簿とパンフレット、啓発物品をお渡しします。戸別訪問で加入推進を行った結果、興味をもっていただいた農業者を対象に11月に再度の戸別訪問で、さらにプッシュをお願いし、個別説明会を案内していただきます。その目標人数は、昨年度の実績数を勘案して、地区毎に設定いたしております。次のページ、下の方です。7の加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画ですが、6月12日に農業委員会事務局職員2名とJAの年金担当者と加入推進活動計画の案について、打合せを行っております。本日、今年度活動計画の検討と承認をお願いしているところです。10月総会後には、農業者年金制度研修会を開催したいと考えております。次のページをお願いします。8の加入対象者に対する説明会等の実施計画ですが、農業青年会議所の会議において、会員を対象に農業者年金の説明会を今年度新規に計画いたしました。農政課の協力を得られまして、10分程度の時間をいただける予定となっております。次に、個別シミュレーションによる説明会ですが、郡内合同で開催したらとのJAからの提案がございまして、3町に声かけをいたしまして、美里町を除く1市2町での合同開催を計画いたしました。9の啓発普及活動ですが、9月にJA主催の農業経営塾参加者やいろは塾参加者へパンフレットの配付を計画いたしました。こちら、JAからの提案により、新規の働きかけになります。10月には、管内農家1万世帯に農業者年金制度の概要について、JA広報紙による周知を計画しました。10のその他の活動計画ですが、窓口での加入相談をはじめ本庄市とJAのホームページに農業者年金の概要を掲載し、周知活動を行います。</p> <p>以上が今年度の農業者年金加入推進活動計画（案）になりますが、みなさんから質疑や意見等がありますでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>少しよろしいでしょうか。農業者年金の普及活動で戸別訪問していただいていることと思いますが、やはり農業を一生懸命やっている若い人には農業者年金の制度の説明だけはしておきたいと思います。農業者年金は事務局とJA、特にJAは一手に引き受けて農業者年金の積み立て、受給、JAの年金事務もあり、それから農業共済組合が埼玉県下で1つになり、収入保険方式で青色申告をしなければならず、それを一緒にやっていかなければ若い人に説明が足りないということです。啓発のことも資料にごさ</p>

<p>会長</p>	<p>いますが、この他にNACK5でも昨年も宣伝し、今年も宣伝するという ことになっております。それを聞いて加入した方もおりますので、説明だ けでも重なってもいいから、していただければ何人かは、加入していただ けるのではと思います。一生懸命農業をやっている家などは、ご夫婦で加 入していただければ、年を取ってから良いと思いますので、皆さん説明だ けでもお願いしたいと思います。何かありましたらお願いいたします。小 川委員どうぞ。</p>
<p>小川委員</p>	<p>6番小川です。昨年戸別訪問に回った時に名簿の中に若い人が何人か漏 れていました。渡す前に漏れがないか確認してもらえるとありがたいで す。</p>
<p>事務局長</p>	<p>分かりました。漏れがないようにいたします。また、名簿に載っている、 載っていないにかかわらず、一生懸命農業をやっている若い人には積極的 に勧めていただいて結構です。</p> <p>よろしいでしょうか。ないようでしたら、今年度農業者年金加入推進活 動計画を原案のとおり決定することで宜しいでしょうか</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、原案のとおり決定させていただきます。今年 度は、こちらの計画に基づきまして、活動することといたします。</p> <p>次に、5点目です。裏面をお願いします。平成29年度農業委員研修会 についてです。すでに日程が決まっておりますので、予定をお願いしたい と思います。開催日時が、8月31日(木)午後1時30分から午後4時 まで、場所については、深谷市民文化会館大ホールになります。例年、全 県で1箇所で開催しておりましたが、新体制移行市町村については、農地 利用最適化推進委員も合わせての研修になりますことから、県下2箇所に 分けての開催となったものです。</p> <p>次に、6点目です。その他として、田端会長の7月末までのスケジュー ルを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を井上会長代理からお願いしたいと思います。</p>
<p>井上会長代理</p>	<p>皆さん今日はどうもご苦勞様でした。これにて平成29年第6回本庄市 農業委員会総会を閉じたいと思います。よろしく申し上げます。</p>

平成29年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年6月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時6分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	○
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	○
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏